**邑南町避難行動要支援者の個人情報の取り扱いに関する協定書**

　邑南町（以下「町」という。）と○○【避難支援等関係者名】（以下「避難支援等関係者」という。）は、避難行動要支援者の個人情報の取り扱いについて、次のとおり協定を締結する。

　（目的）

第１条　この協定は、町と避難支援等関係者が避難行動要支援者に対する支援を行うため、避難支援等関係者が町より避難行動要支援者に関する情報の提供を受けるにあたり、個人情報の取り扱いの方法その他個人情報の保護について必要な事項を定めるものとする。

　（情報提供）

第２条　町は、避難行動要支援者から同意を得た名簿及び個別避難計画の写し（以下「名簿等」という。）を避難支援等関係者に提供するものとする。

　（利用目的）

第３条　名簿等は、災害時等における情報伝達、避難誘導及び安否確認並びにこれらの活動を容易にするために平常時において行う声掛け、安否確認及び相談への対応においてのみ利用することができる。

　（適正管理）

第４条　避難支援等関係者は、個人情報の漏えい等がないよう、名簿等を適正に管理しなければならない。

２　避難支援等関係者は、町の承諾があるときを除き、名簿等の全部若しくは一部を複写し、又は複製してはならない。

３　避難支援等関係者は、名簿等を紛失したときは、速やかに町へ報告しなければならない。

４　避難支援等関係者は、町から新たに名簿等の提供を受け、又は町から名簿等の返還を求められたときは、既に提供されている名簿等を町に返還しなければならない。

　（秘密の保持）

第５条　避難支援等関係者は、名簿等及び避難行動要支援者に対する支援を行う上で知り得た情報を第３条以外の目的に利用し、又は町の承諾を得た場合を除き、町以外の者に提供し、若しくは漏らしてはならない。この協定が終了し、又は解除された後についても同様とする。

　（個人情報保護法の適用）

第６条　この協定に定めるもののほか、個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を適用する。

　（協定期間）

第７条　この協定の有効期間は、締結の日からその日の属する年度の３月31日までとする。

　（協議事項）

第８条　この協定に定めのない事項または疑義を生じた事項については、町と避難支援等関係者が協議の上、定めるものとする。

　この協定の証として、本書２通を作成し、町と避難支援等関係者が記名押印の上、各自その１通を保有する。

　令和　　年　　月　　日

　　　　　町　　　　　　　　島根県邑智郡邑南町矢上６０００番地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　邑南町長　　石　橋　良　治

　　　　　避難支援等関係者